

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書の存否を明らかにしないで行った非公開決定は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成19年10月29日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、名古屋市児童相談所において、平成12年度から平成19年度までに児童虐待により死亡に至った児童（以下「本件児童」という。）のうち、発達障害を有する児童の児童記録をもとに作成した文書（以下「本件行政文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 同年11月 9日、実施機関は、本件公開請求に対して、次の理由により非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

条例第 9条に該当

本件児童の発達障害の有無に関する情報は、特定の個人を識別できるものうち通常他人に知られたいと認められるものであり、条例第 7条第 1項第 1号に該当する。

本件行政文書の存否を応答することにより、同号に該当する本件児童の発達障害の有無を公開することになるため、存否についても応答できない。

3 同月12日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

条例第 9条及び条例第 7条第 1項第 1号に該当しない。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

本件児童の発達障害の有無については、個人情報であり、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものであり、かつ、本件行政文書の存否を応答することにより、5件存在する平成12年度から平成19年度の間虐待による死亡事故という限られた事例について、非公開情報である発達障害の有無を公開することになるため、存否応答しないものとした。

第 5 審査会の判断

1 争点

実施機関が、存否応答拒否による非公開決定を行ったことが、妥当か否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 条例第 9条該当性

(1) 公開請求に対しては、当該公開請求の対象となる行政文書の存否を明らかにした上で、公開決定等を行うことが原則であるが、本条は、その例外として、対象となる行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第 7条に規定する非公開情報を公開することとなる場合には、行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否できることを定めている。

当審査会は、本条が濫用され、存否応答拒否による非公開決定が多用されると、原則公開の条例の趣旨に反することになるため、本件事案の審理に当たっては、当該個人のプライバシーに最大限配慮しながらも、本条の適用は厳格に行うべきであるという考えに立って審議した。

(2) 当審査会は、本件行政文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第 7

条第 1項第 1号の非公開情報を公開することになるか否かについて判断する。

ア 条例第 7条第 1項第 1号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

イ 本件公開請求は本件児童を対象としているが、本件児童については、実施機関が記者発表を行い、その氏名等について新聞報道がなされていることから、特定の個人を識別できる情報であると認められる。また、本件児童が発達障害を有しているか否かについては、個人の障害に関する機微にわたる私的な情報であるため、通常他人に知られたくないと認められる。

ウ そして、本件公開請求は、文書の作成年度と本件児童のうち発達障害を有するものであることを指定したものであるが、請求の対象となる行政文書の存否を明らかにすると、公になっている情報と組み合わせることにより、特定年度に係る本件児童が発達障害を有しているか否かの事実が明らかになると認められる。

エ したがって、本件行政文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第 7条第 1項第 1号の非公開情報を公開することになると認められる。

4 以上のことから、実施機関が、存否応答拒否による非公開決定を行ったことは妥当であると認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成19年12月18日	諮問書の受理
12月25日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
平成20年 2月13日	実施機関の弁明意見書を受理
3月 4日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付

	併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成23年 3月 1日 (第123回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
8月10日 (第128回審査会)	調査審議
平成24年 4月23日 (第137回審査会)	調査審議
5月11日	答申